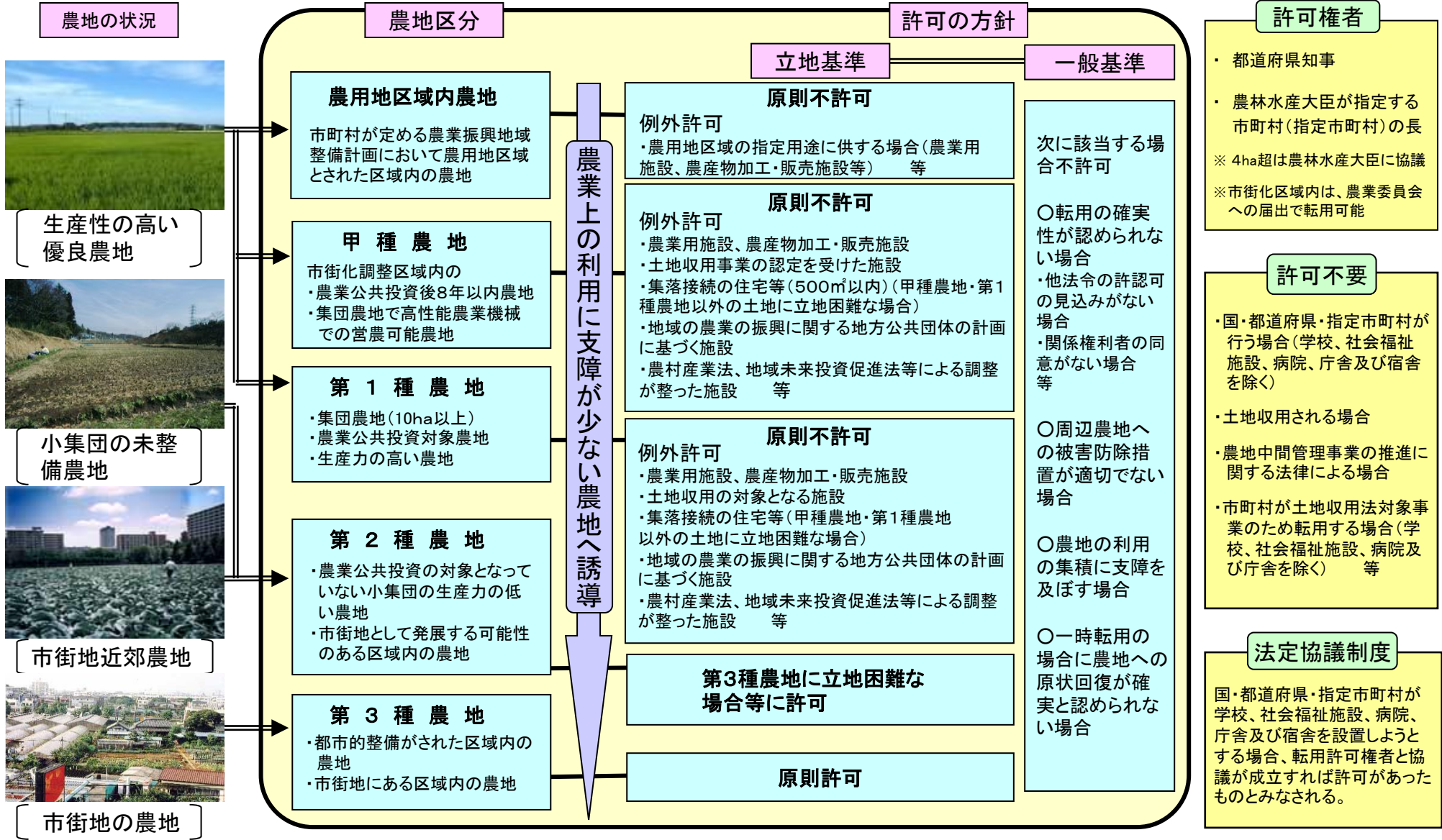


農地転用許可制度の概要 - 農地法(昭和27年制定) -

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



許可権者

- 都道府県知事
- 農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長
 - ※ 4ha超は農林水産大臣に協議
 - ※ 市街化区域内は、農業委員会への届出で転用可能

許可不要

- 国・都道府県・指定市町村が行う場合(学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舍を除く)
- 土地収用される場合
- 農地中間管理事業の推進に関する法律による場合
- 市町村が土地収用法対象事業のため転用する場合(学校、社会福祉施設、病院及び庁舎を除く) 等

法定協議制度

国・都道府県・指定市町村が学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舍を設置しようとする場合、転用許可権者と協議が成立すれば許可があったものとみなされる。